

# 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館指定管理者募集要項

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

## 1 施設の概要

名 称	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「鳥取二十世紀梨記念館」という。）
所 在 地	倉吉市駄経寺町198-4
設置目的	梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資する。
敷地面積	4,301平方メートル
建築面積	延床面積4,677.53平方メートル（鉄筋コンクリート造2階建て）
開 館	平成13年4月27日
主な施設内容	展示室、ものがたり劇場、シアター、キッチンギャラリー、梨ガーデン

## 2 指定管理者が行う業務

### （1）業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

#### ア 鳥取二十世紀梨記念館の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「鳥取二十世紀梨記念館条例」という。）に基づく鳥取二十世紀梨記念館の施設設備の維持管理に関する業務（梨ガーデンの管理、施設の清掃、展示品及び施設設備の保守管理及び修繕）

#### イ 鳥取二十世紀梨記念館の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

鳥取二十世紀梨記念館条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、鳥取二十世紀梨記念館からの退去命令、利用料金の徴収及び利用料金の減免

#### ウ 観光振興に関する業務

県内宿泊施設、観光団体、他の観光施設と連携しての積極的な観光客誘致活動

#### エ 果樹振興に関する業務

館内及び梨ガーデンにおける体験学習等、梨に関する産業、文化、歴史の学習機会の提供及び県産果樹のPR

#### オ その他鳥取二十世紀梨記念館の管理運営に必要な業務

来館者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービス提供（ミュージアムショップ及びフルーツパーサーの運営を含む。）並びに施設の利用促進に関するこ。

### （2）管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、鳥取二十世紀梨記念館の適切な管理運営を行うこと。

#### ア 基本方針

（ア）公の施設であることを念頭において、施設の平等な利用を確保すること。

（イ）労働関係法規、建築関係法規、消防関係法規等、関係法規を遵守すること。

（ウ）県中部地域の観光拠点施設として、県内外から多くの来館者を集客できる運営体制を整えること。

（エ）梨産地との連携や、梨に関する文化学習機能を基軸としながら、企画展示を充実させ、館の魅力向上を図ること。

（オ）梨を始めとする県産果樹に関するPRを通じて果樹の振興に資すること。

#### イ 基本的事項

（ア）開館時間

鳥取二十世紀梨記念館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。

この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

(イ) 休館日

鳥取二十世紀梨記念館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

(ウ) 利用の許可

鳥取二十世紀梨記念館の利用の許可について、鳥取二十世紀梨記念館条例第5条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 鳥取二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d 上記の場合のほか、鳥取二十世紀梨記念館の管理上支障があるものとして、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号。以下「管理規則」という。）で定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、cに該当する利用でないことを確認するため、鳥取県（以下「県」という。）に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

(エ) 利用の制限

鳥取二十世紀梨記念館条例第6条から第8条までの規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、鳥取二十世紀梨記念館の利用を拒み、又は鳥取二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができること。

- a 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をする者
- c 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- d 上記のほか、鳥取二十世紀梨記念館の管理上支障があると認められる者として管理規則で定める者

(オ) 利用料金

鳥取二十世紀梨記念館の利用料金は、現行の金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正、新たなサービスの付加、物価高騰への対応等により、指定期間中に料金を改定する場合は、この限りでない。

（現行の利用料金は、高校生以上300円／人、小中学生150円／人。）

(カ) 利用料金の減免

資料5「鳥取二十世紀梨記念館利用料減免事項一覧」に掲げる場合には鳥取二十世紀梨記念館の利用料金を減免するものとし、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

また、資料4に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も同様とする。

(キ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、鳥

取二十世紀梨記念館の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ク) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、鳥取二十世紀梨記念館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(ケ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例にのっとった手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨にのっとって適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、展示品の保守管理等一部の業務については、専門の事業者に委託することができる。

なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等鳥取二十世紀梨記念館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内業者への発注に努めること。特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

オ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が通勤のために使用することができる施設内駐車場はないこと。

カ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

(ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

(イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、15の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

#### 4 指定管理料及び利用料金等の取扱い等

##### （1）指定管理料の支払

県は、鳥取二十世紀梨記念館の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、461,795,000円（消費税及び地方消費税の額41,981,363円を含む。）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定に定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する（平成30年募集時の予定価格13,446,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。）。

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

##### （2）利用料金等の取扱い

鳥取二十世紀梨記念館の利用に係る料金収入、ミュージアムショップ及びフルーツパークの運営等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として收受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

#### 5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項目		責任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光热水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	

備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の管理上の明白なに係るもの		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なに係るもの	<input checked="" type="radio"/>	
	施設等の管理上の明白なに係るもの 上記以外のもの		<input checked="" type="radio"/>
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円未満のものに限る。）		<input checked="" type="radio"/>
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円以上のものに限る。）	<input checked="" type="radio"/>	
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	<input checked="" type="radio"/>	
	その他の備品の購入		<input checked="" type="radio"/>
火災保険の加入		<input checked="" type="radio"/>	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			<input checked="" type="radio"/>
包括的管理責任		<input checked="" type="radio"/>	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、原則、取得価格が10万円以上のものをいう。ただし、取得価格が10万円未満の物品のうち長期間にわたる継続使用・保存が可能なものについては県が消耗品として購入し貸与することも可能とする。

## 6 応募資格等

### （1）応募資格

鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなつたときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。なお、複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上、鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループであること。

イ 12の（3）の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の（3）の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

- カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
- (ア) 暴力団員を経営幹部とすること。  
(イ) 暴力団員を雇用すること。  
(ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。  
(エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。  
(オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不适当に与えること。  
(カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。
- コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 応募の日において、鳥取二十世紀梨記念館に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

## （2）複数の法人等による応募

- 鳥取二十世紀梨記念館のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。
- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。  
なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体の全てが、（1）に掲げる応募資格の全てを満たすこと。
- カ 11の（3）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

## 7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和5年7月4日（火）から8月17日（木）まで
質問事項の受付	令和5年7月4日（火）から8月7日（月）まで
役員名簿の事前提出	令和5年8月3日（木）

現地説明会	令和5年7月20日（木）
募集の受付期間	令和5年7月4日（火）から8月17日（木）まで
面接審査	令和5年8月下旬から9月上旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	令和5年9月上旬から9月中旬
指定管理者の指定	令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	令和6年2月下旬まで

## 8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）までの間に、インターネットの生産振興課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/311662.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

（1）配布期間 令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（2）配布場所 鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課園芸振興担当  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（県庁本庁舎4階）  
電話 0857-26-7279  
ファクシミリ 0857-26-8497  
メールアドレス seisanshinkou@pref.tottori.lg.jp

## 9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

（1）受付期間 令和5年7月4日（火）から同年8月7日（月）まで

（2）受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

（3）回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、生産振興課ホームページにも随時掲載する。

## 10 現地説明会の開催

（1）日 時 令和5年7月20日（木） 午後1時30分から4時まで

（2）場 所 倉吉市駄経寺町198-4 鳥取二十世紀梨記念館  
(管理事務所前に午後1時20分までに集合すること。)

（3）申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年7月19日（水）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込みすること。  
なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

## 11 応募の手続

（1）応募書類の受付期間及び時間

令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝

日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、(3) ク 当該法人等の役員名簿については、1 部を令和 5 年 8 月 3 日(木)の午後 5 時 15 分までに事前提出を行うこと。(申請書提出の際にも再度提出を行うこと。)

#### (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの)を以下同じにより提出すること。

なお、郵便等による提出は、令和 5 年 8 月 17 日(木)の午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8 の(2) の場所に提出すること。

#### (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。

なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式 1〕

イ 鳥取二十世紀梨記念館の管理業務に関する事業計画書〔様式 2〕

ウ 鳥取二十世紀梨記念館の管理業務に関する収支計画書〔様式 3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにできる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにできる書類

キ 当該法人等の概要(鳥取二十世紀梨記念館の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類〔様式 4〕

ク 当該法人等の役員名簿(氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの)

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式 5〕

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式 6〕

シ グループ協定書の写し(グループ申請の場合のみ)

#### (4) 応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 6 部(副本は、複写可とする。)

#### (5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。

イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。

ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。

エ 応募のあった法人等が(1) キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。

オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。

カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク (3) の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、鳥取二十世紀梨記念館条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

## 1.2 指定管理者の選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

### (2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、採点基準は別添「鳥取二十世紀梨記念館審査表」のとおりとする。

選 定 基 準	審 査 項 目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の基本的な考え方の適合性           <ul style="list-style-type: none"> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul> </li> </ul> <p>※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格</p>	配点なし(必須)
2 施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等)</li> <li>・管理の基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日、利用料金等の設定</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>・利用者等の要望の把握</li> </ul>	5 5
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の指定管理料額の多寡</li> </ul>	1 5
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用</li> <li>男女共同参画推進企業の認定等</li> <li>ISO14001・TEAS I種規格等の認証等</li> <li>あいサポート企業等の認定等</li> </ul> </li> <li>・当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	3 0

		※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。	
--	--	---------------------------------	--

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、8月下旬から9月上旬に開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。

なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3) の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

### 1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部デジタル・行政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、鳥取二十世紀梨記念館において新たなネーミングライツが導入されるときは以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

## (2) 導入後

- ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。
- イ 鳥取二十世紀梨記念館で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。
- ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、鳥取二十世紀梨記念館内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

## 1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、1.2の(4)により選定した指定管理候補者を鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者とすることが令和5年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

### (2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年2月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 利用料金の取扱いに関する事項
- (エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
- (オ) 事業報告書に関する事項
- (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (キ) 責任分担に関する事項
- (ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項
- (ケ) その他

### (3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為したこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等か

らの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮等、あいサポート運動等、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

## 1.5 実施状況の報告等

### (1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月15日までに県に提出すること。

### (2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

### (3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

### (4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に關し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

### (5) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、隨時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

## 1.6 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により鳥取二十世紀梨記念館の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、鳥取二十世紀梨記念館の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により鳥取二十世紀梨記念館の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

## 17 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、鳥取二十世紀梨記念館の使用について県の指示に従わなければならぬ。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取二十世紀梨記念館を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 鳥取二十世紀梨記念館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 鳥取二十世紀梨記念館について、倉吉市から、倉吉市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取二十世紀梨記念館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

## 18 添付資料

- (1) 施設の概要（資料1）
- (2) 鳥取二十世紀梨記念館の入館者数の実績及び年度別収支状況（資料2）
- (3) 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（資料3）
- (4) 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（資料4）
- (5) 現行の利用料金及び減免事項一覧（資料5）
- (6) 利用料金の減免実績（資料6）
- (7) 鳥取二十世紀梨記念館の現行職員体制（資料7）

## 19 その他

応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

[別紙]

## 提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
鳥取二十世紀梨記念館の管理業務に関する事業計画書	○様式2によること。
鳥取二十世紀梨記念館の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあっては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、今年度の事業内容を明らかにできる書類
当該法人等の概要（鳥取二十世紀梨記念館の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（8月3日（木））までに1部提出すること。 申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。 (提出日から申請書類の提出期限までに変更があった場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。) ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出すること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和5年7月4日（火）以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とすること。  
なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。  
この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。

## (資料1)施設の概要

1 敷地面積(管理区域) 4,301m<sup>2</sup>

### 2 建物

名 称	建設 年度	構 造	延面積(m <sup>2</sup> )	説 明
【展示館等】				
鳥取二十世紀梨記念館	H12	SRC2F	4,677.53	二十世紀の巨木をはじめ、世界の梨やシスターなど15のコーナーで梨についての展示を行っている。
【その他】				
防除小屋	H19	S1F	4.88	動力噴霧器等を収納し防除作業に使用

名 称	面 積(m <sup>2</sup> )	説 明
梨ガーデン	1,612.00	屋外にある梨ガーデンには、おさゴールドの木本をはじめ樹形と植付方法が異なる栽培品種や野生種など12種35本を展示している。

## (資料2)鳥取二十世紀梨記念館の入館者数の実績及び年度別収支状況

## 1 年度別入館者数

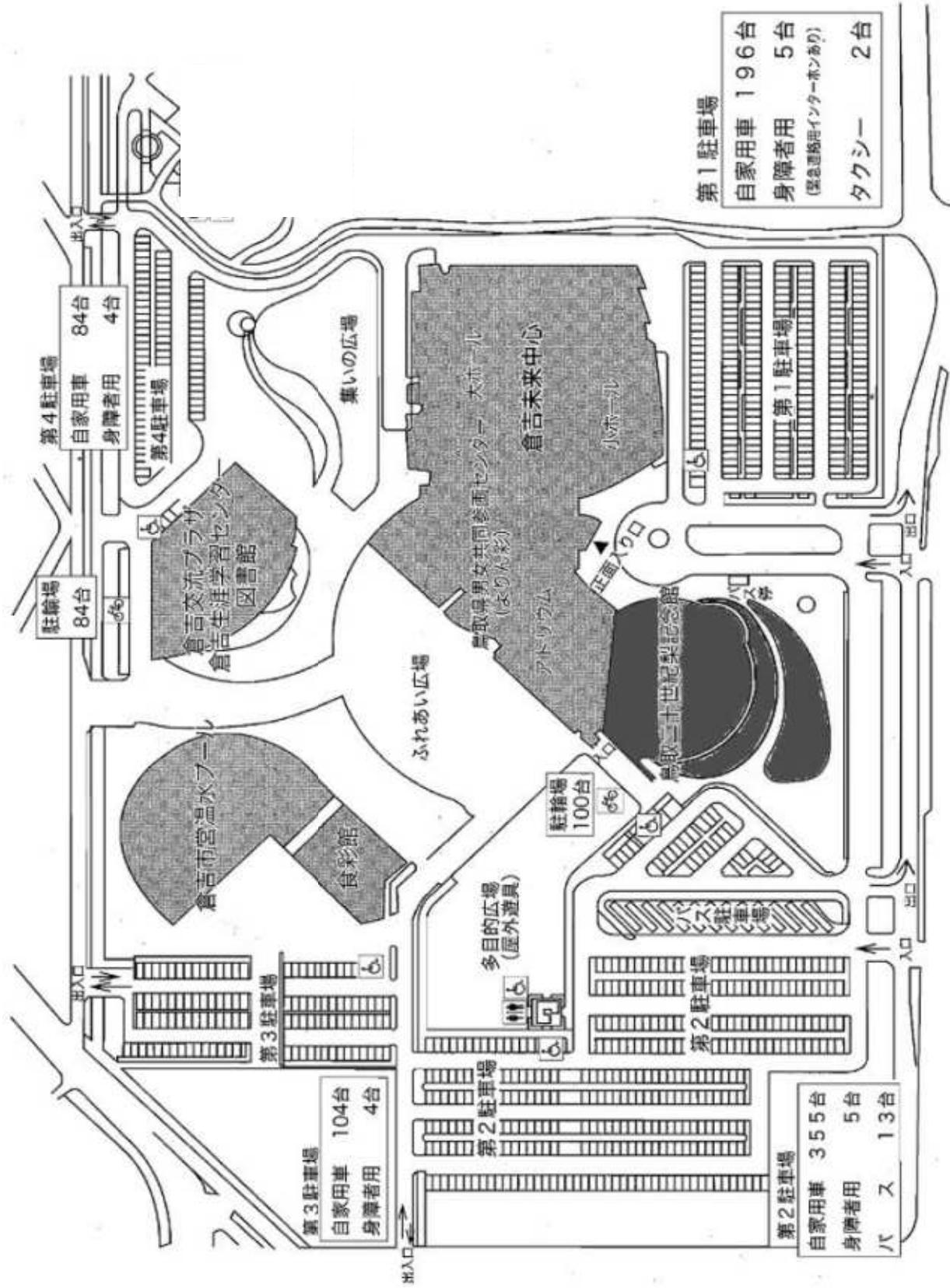
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入館者数(人)	143,730	60,400	68,424	101,944
うち有料入館者数	75,992	37,773	41,935	66,718
(減免対象入館者数)	67,738	22,627	26,489	35,226

## 2 収支状況

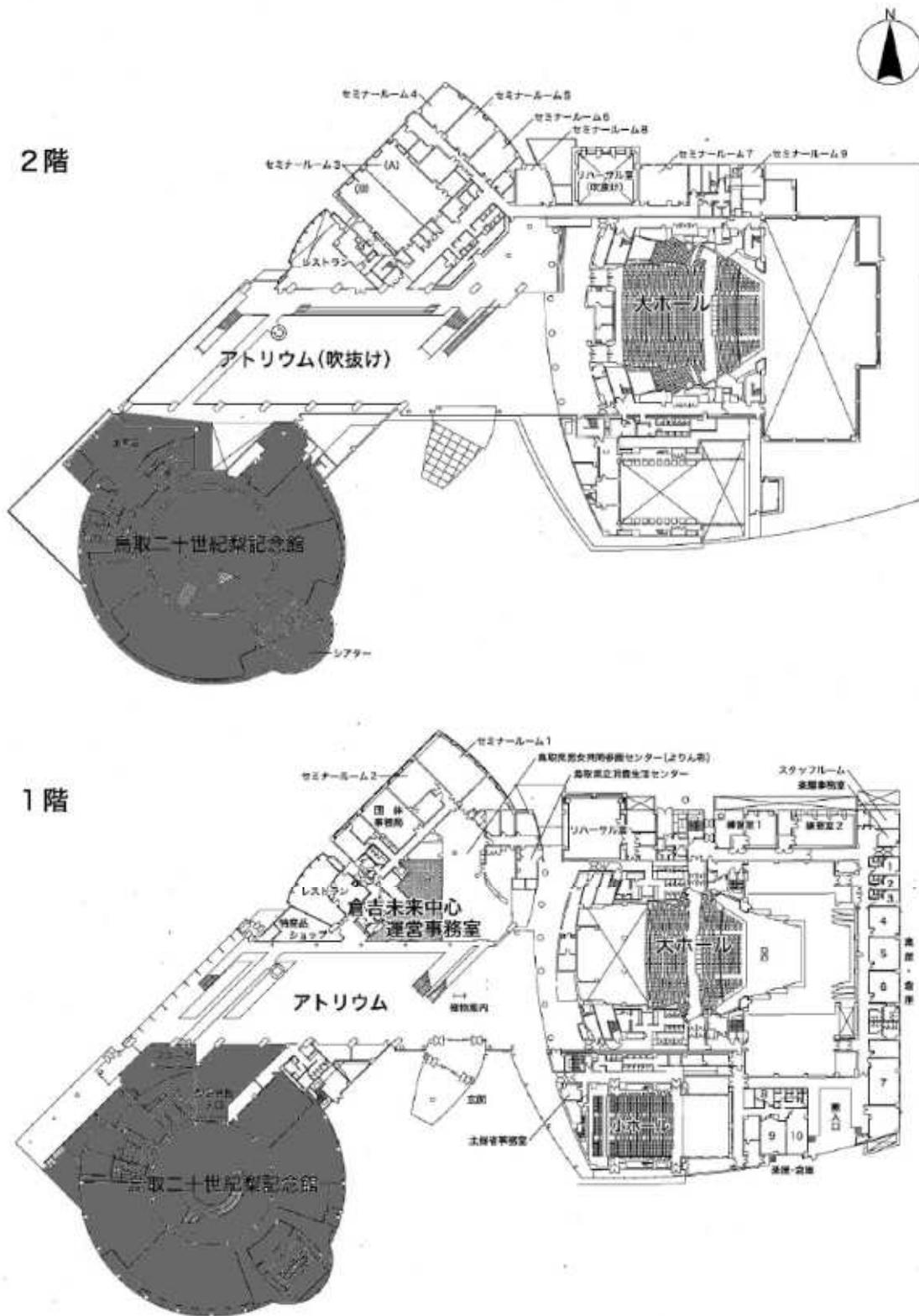
(単位:千円)

区分	令和元年度 実績額	令和2年度 実績額	令和3年度 実績額	令和4年度 実績額	備考
<b>【収入】</b>					
入館料収入	20,781	9,394	9,212	16,481	
附帯事業収入	64,801	33,066	34,178	59,816	
売店営業収入	63,773	32,576	33,806	59,313	
教室等参加料	1,028	490	372	503	パスポート、体験学習、イベント等参加料
事業外収入	94	1,957	449	239	
販売手数料等収入	89	79	116	223	
雑収入	5	1,878	333	16	
補助金収入	385	456	2,505	8,501	
県委託料	111,400	119,815	112,400	116,698	
計	197,461	164,688	158,744	201,735	
<b>【支出】</b>					
管理費	113,848	110,746	111,088	114,320	
人件費	59,627	55,559	57,794	56,909	
賃金	0	0	0	0	
旅費	0	2	0	0	
需用費	21,232	17,113	17,588	23,264	
消耗品費	3,759	4,030	3,139	4,277	
食糧費	23	2	0		
印刷製本費	187	157	81	128	
修繕費	809	731	899	1,153	
光熱水費	13,813	10,286	11,183	15,668	
燃料費	2,641	1,907	2,286	2,038	
役務費	1,685	1,518	1,296	1,400	
通信運搬費	610	569	545	569	
手数料	620	724	510	495	
保険料	455	225	241	336	
使用料・賃借料	1,094	1,093	1,110	1,346	
委託料	23,886	27,178	23,350	24,284	施設の保守管理、館内展示保守点検、街路樹防除
交際費	22	0	0	6	
負担金	226	168	117	122	
租税公課費	5,990	7,764	9,592	6,823	
減価償却費	86	351	241	166	
事業費	61,731	34,782	36,190	58,153	
集客促進事業	19,782	11,291	12,921	15,065	※広報宣伝、イベント等に要する経費
旅費	626	9	4	137	
需用費	10,831	6,422	7,350	10,198	
消耗品費	9,622	6,127	6,537	9,166	
食糧費	107	0	8	0	
印刷製本費	1,102	295	805	1,032	
役務費	4,601	1,902	2,131	2,549	
通信運搬費	553	372	447	489	
手数料	707	528	427	745	
広告宣伝費	3,341	1,002	1,257	1,315	
報償費	1,063	0	235	223	クイズラリー賞品等
使用料・賃借料	1,189	1,194	1,108	997	事務機器・自動車等リース料等
委託料	1,384	918	719	622	
負担金	26	20	33	38	中部観光施設ネットワーク、ルンルンバス、観光連盟、博物館協会等
雑損失	33	4	19	8	
減価償却費	600	577	605	487	
棚卸資産増減額	-571	245	717	-194	
売店営業費	41,949	23,491	23,269	43,088	※ミュージアムショップ、フルーツパーカー等に要する経費
需用費	38,917	18,958	19,742	38,286	
消耗品費	2,947	1,786	1,364	2,396	
修繕費	0	0	12	0	
材料費	35,970	17,141	18,333	35,845	商品の仕入れ経費
燃料費	0	31	33	45	商品の仕入れ経費
役務費(通信運搬費)	2,404	2,567	2,598	3,828	
手数料	319	362	426	750	
使用料・賃借料	637	612	621	621	
委託料	4	653	3	2	
工事請負費					
棚卸資産増減額	-332	339	-121	-399	
計	175,579	145,528	147,278	172,473	

(資料1-図1) 倉吉パークスクエア 平面図



(資料1-図2) 倉吉未来中心 館内平面図



## (資料1－図3) 鳥取二十世紀梨記念館 館内平面図

1F

### ①導入展示

梨の歴史などをパネルで紹介。また、ミュージアムショップ「梨の駄菓子」では、梨を使った加工品や地元名産品など、こだわりの商品を販売しています。

### ②シンボル 「二十世紀梨の巨木」

### ③梨と生きる

二十世紀梨ものがたり劇場  
昭和初期の梨農業を忠実に再現。二十世紀梨を一大産地に育てあげた鳥取の歴史を、映像・ロボットなどで紹介します。(上映時間10分)

### ④梨を育てる

梨の栽培技術をわかりやすく紹介。また袋かけ体験やゲームをしながら梨づくりにも挑戦できます。

### ⑤シアター 「梨の来た道」

「梨の来た道」をテーマに梨と人の壮大なロマンをハイビジョンでご覧ください。(上映時間17分)

### ⑥アートギャラリー

梨にまつわる絵画や詩歌などを展示しています。

### ⑦キッチンギャラリー

持ち帰り自由の梨を使った料理・デザートのレシピを常時30種類紹介。また、梨などの試食ができます。

### ⑧梨と世界の人々

世界の梨を一堂に展示し、梨の世界地図や鳥取二十世紀梨の輸出の歴史を紹介。また映像で世界の梨園をめぐることができます。

### ⑨梨ガーデン

2F

### ⑩梨と遊ぶ

子ども達に大人気!巨大な梨の木の幹や土の中に入り不思議な体験。クイズやミニシアターなど、梨の生長や梨園にすむ生き物たちの生態を観察できます。

### ⑪体験コーナー

梨の枝や毛糸を使った小物作りを体験できます。

### ⑫企画展示室

梨にまつわる企画展示を随時行っています。

### ⑬専門図書閲覧コーナー

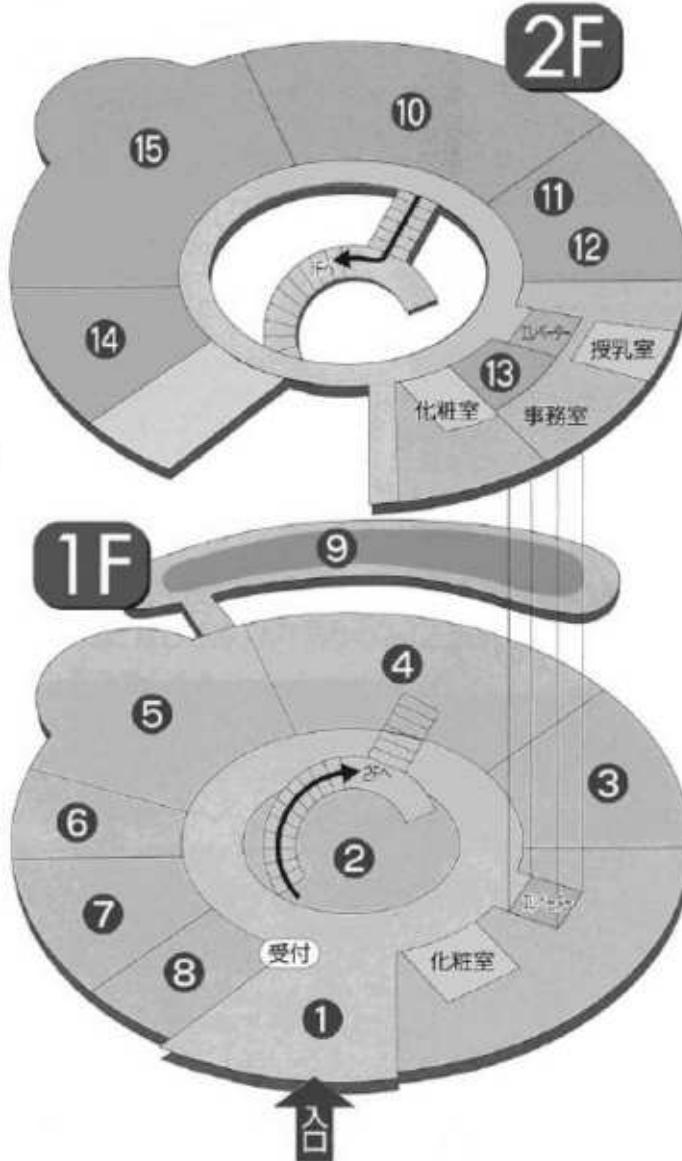
ご自由に専門図書の閲覧ができます。

### ⑭資料展示室

農具などの実物資料により梨栽培の歩みを詳しく紹介しています。

### ⑮映像情報学習室

パソコン等で専門性の高い情報を提供しています。また「梨人物劇」では二十世紀梨100年の取り組みを、入館にスポットをあてて紹介しています。



(様式 3)

## 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日

鳥取県条例第 24 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の規定に基づき、梨に関する産業、歴史及び文化への県民の理解を深めるとともに、観光及び果樹の振興に資するため、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館(以下「二十世紀梨記念館」という。)を倉吉市に設置する。

(指定管理者による管理)

第 2 条 知事は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、二十世紀梨記念館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 二十世紀梨記念館の利用の許可に関する業務
- (2) 二十世紀梨記念館の施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関する業務(知事のみの権限に属するものを除く。)

(指定管理者の管理の期間)

第 3 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該指定を受けた日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第 4 条 二十世紀梨記念館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

- 2 二十世紀梨記念館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第 1 項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、二十世紀梨記念館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができます。

(行為の制限等)

第6条 二十世紀梨記念館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、二十世紀梨記念館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第9条 二十世紀梨記念館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関する事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 13 年規則第 12 号で、平成 13 年 4 月 27 日から施行)

### 附 則(平成 17 年条例第 84 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 18 年条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成 20 年条例第 53 号)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### (準備行為)

2 改正後の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 2 条の規定による指定及び新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 9 条第 2 項又は第 10 条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### (経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

## (資料4) 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則

(平成13年3月28日鳥取県規則第11号)

### (趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (施設設備の損傷等の届出)

第2条 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者（条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に届け出て、その指示を受けなければならない。

### (行為の制限等)

第3条 条例第6条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、二十世紀梨記念館の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

### (委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

### 附 則

この規則は、平成13年4月27日から施行する。

### 附 則（平成18年規則第47号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は、同年7月1日から施行する。

### 附 則（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(資料5) 鳥取二十世紀梨記念館利用料減免事項一覧

減免事項	現行減免率
1 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者（要介護者1名につき1名）が利用するとき。	全額
2 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者（要介護者1名につき1名）が利用するとき。	全額
3 その他館長が特に必要があると認めるとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習（子ども会行事を含む。）の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。</li> <li>(2) 県外の保育所、幼稚園、小学校又は中学校の校外学習（子ども会行事を含む。）の一環として、児童生徒及びその引率者が利用するとき。</li> <li>(3) 高等学校の校外学習の一環として、生徒及びその引率者が利用する時。</li> <li>(4) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業のうち、本県が主催する本県PRのためのマスコミ、エージェント等招致事業の参加者が利用するとき。</li> <li>(5) 二十世紀梨記念館が実施又は館長が承認する、二十世紀梨記念館をPRするための事業、又は広告等の賞品当選者が利用するとき。</li> <li>(6) 外国人観光客が利用するとき。</li> </ul>	全額
4 鳥取二十世紀梨記念館の会員（パスポート持参者）が利用するとき。	全額
5 鳥取二十世紀梨記念館の会員（パスポート持参者）の同伴者が利用するとき。（会員以外5名まで）	2割

(資料6)鳥取二十世紀梨記念館の利用料金の減免実績等

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
入館者数(全体)		143,730		100.0%		68,424		100.0%	
内訳(大人小人別)※1									
大人	109,124	75.9%	45,546	75.4%	48,276	70.6%	76,470	75.0%	
小人	34,606	24.1%	14,854	24.6%	20,148	29.4%	25,474	25.0%	
有料入館者数		75,992		52.9%		37,773		61.3%	
内訳 ※2	個人	30,945	21.5%	25,950	43.0%	34,816	50.9%	48,114	47.2%
	小団体	38,119	26.5%	8,556	14.2%	6,266	9.2%	13,908	13.6%
	団体	6,928	4.8%	3,267	5.4%	853	1.2%	4,696	4.6%
減免対象数		67,738		47.1%		22,627		37.5%	
内訳 ※3	障害者等	4,297	3.0%	1,823	3.0%	1,970	2.9%	3,023	3.0%
	パスポーツカード会員	4,280	3.0%	1,649	2.7%	1,852	2.7%	2,223	2.2%
	校外学習参加者	2,443	1.7%	1,627	2.7%	2,645	3.9%	1,906	1.9%
乳幼児	18,040	12.6%	7,684	12.7%	10,419	15.2%	12,505	12.3%	
外国人旅行者	12,599	8.8%	156	0.3%	161	0.2%	2,094	2.1%	
その他	26,079	18.1%	9,688	16.0%	9,442	13.8%	13,475	13.2%	

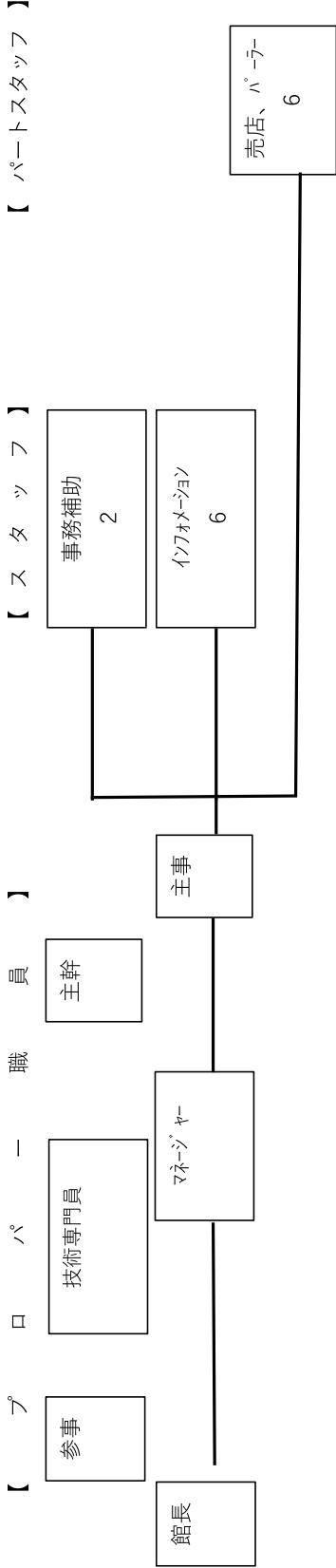
※各欄左側の数字が人数、右側の数字が当該年度年間入園者数に対する割合。

(注)※1：入館者のうち減免対象のパスポート会員及びその他の大人に、校外学習参加者及び乳幼児は小人の人数に算入

※2：一部免除の人数は含めない

※3：減免率は、障害者等から乳幼児までは全額、外国人旅行者は5割、その他は1割から全額

(資料7) 烏取二十世紀梨記念館の現行組織図（令和5年4月1日現在）



※梨の専門知識をある程度有する者(参事、技術専門員)

プロフェッショナルスタッフ	6名
スタッフ	8名
パートスタッフ	6名
合計	20名